

基本目標

女性の人権への配慮

「日本国憲法」は、個人の尊厳を規定しており、それを踏まえて「男女共同参画社会基本法」も男女の人権の尊重を基本理念としています。わたしたちが目指す男女共同参画社会は、個人が尊重される社会であり、その基礎となる理念は人権の確立です。

暴力は、その対象の性別を問わず、許されるべきものではありませんが、特に、女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、女性を男性に比べて更に従属的な状況に追い込む重大な社会的・構造的な問題であり、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。現実には、性に起因する暴力である性犯罪における被害者や、夫婦間の暴力における被害者の中での女性の割合が高いことから、特に、女性に対する暴力についての一層の対策が必要とされています。

また、女性も男性も、各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提ともなることであり、女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

さらに、高度通信情報社会が進展し、メディアによってもたらされる情報の社会に与える影響が更に拡大する中で、性差別を助長する表現や女性の性的側面のみを強調する表現、暴力的表現など女性に対する配慮を欠いた取扱がなされることを防ぐことも女性の人権を尊重する上で重要な課題と言えます。

重点目標7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

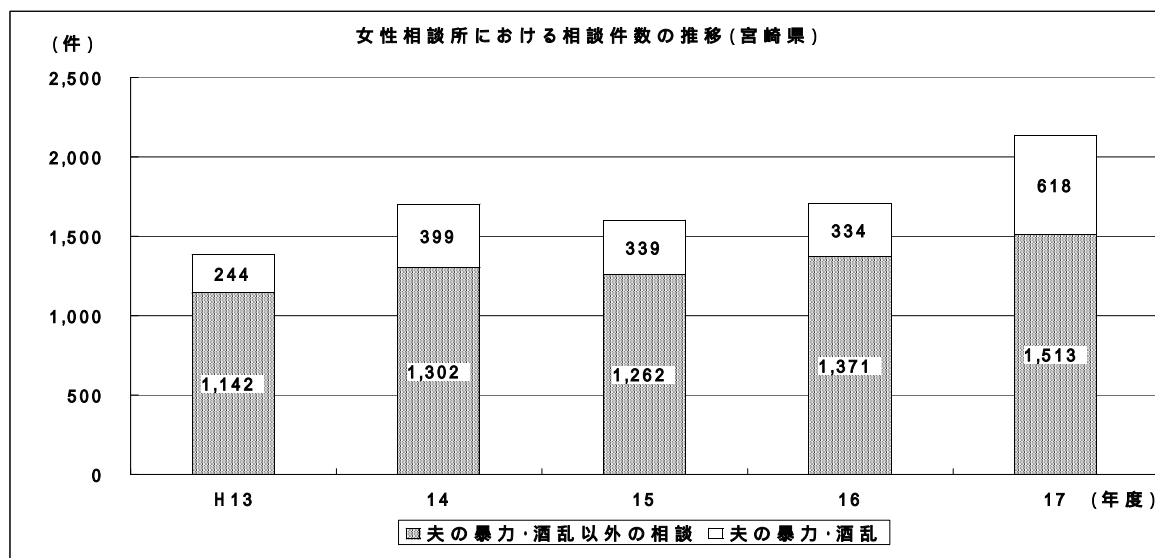
平成17年の県民意識調査において、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」「家庭内での夫から妻への暴力」「ストーカー」「痴漢行為」「買春」といった身体的、性的、心理的な暴力について、7割以上の人々が「人権が尊重されていないと感じる」と答えています。

平成17年度に県女性相談所（宮崎市婦人相談員を含む。）に寄せられた相談のうち、「夫の暴力・酒乱」を主訴とするものは618件と、前年度の1.8倍になりました。ドメスティック・バイオレンスは、平成17年の県民意識調査結果に表れているように、被害を受けた女性がその被害を公的機関に相談したり、届けることについて抵抗感を持つことが多いため、潜在化する傾向にあります。

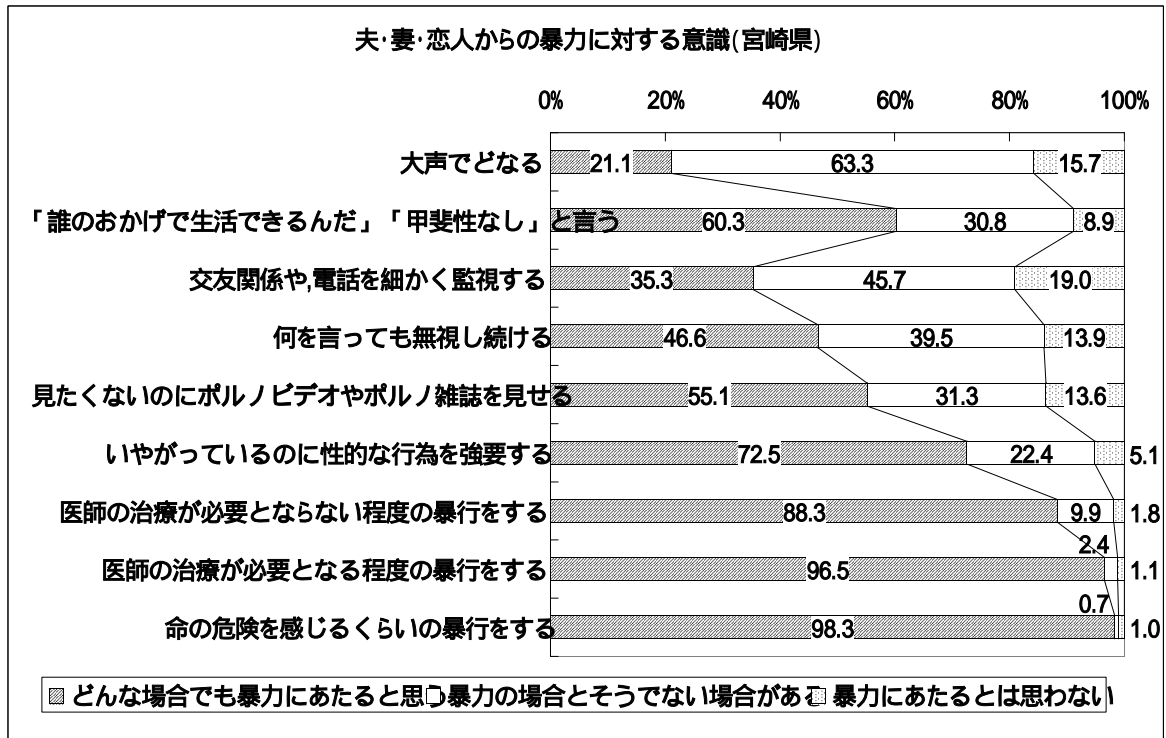
暴力に対する社会の理解が不十分であり、事例によっては暴力の当事者が犯罪にはならないと考えるだけでなく、そもそも暴力ではないと考えるなど、加害者又は被害者としての自覚がない場合もあるため、県民の認識を高め、女性への暴力を許さない社会意識を醸成するとともに、暴力根絶に向けた環境づくりが重要となっています。

女性に対する暴力に関しては、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の施行（平成12年11月）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正施行（平成16年12月）など、法制度の整備は進んでいますが、被害女性に対しては、その置かれた状況により様々な対応が求められるため、関係機関が連携し、総合的な対応をしていく必要があります。

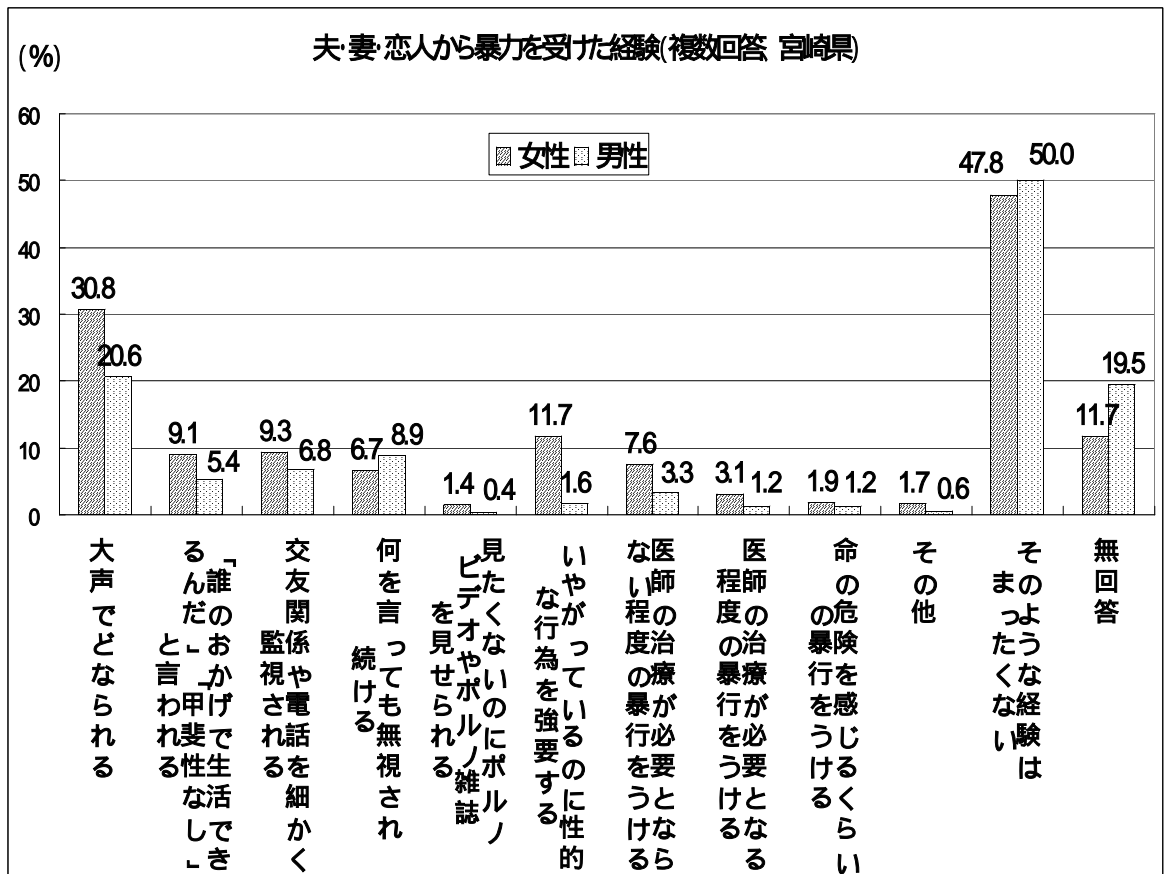
ドメスティック・バイオレンス：domestic violence=D V。配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人からふるわれる身体的、性的、心理的な暴力。



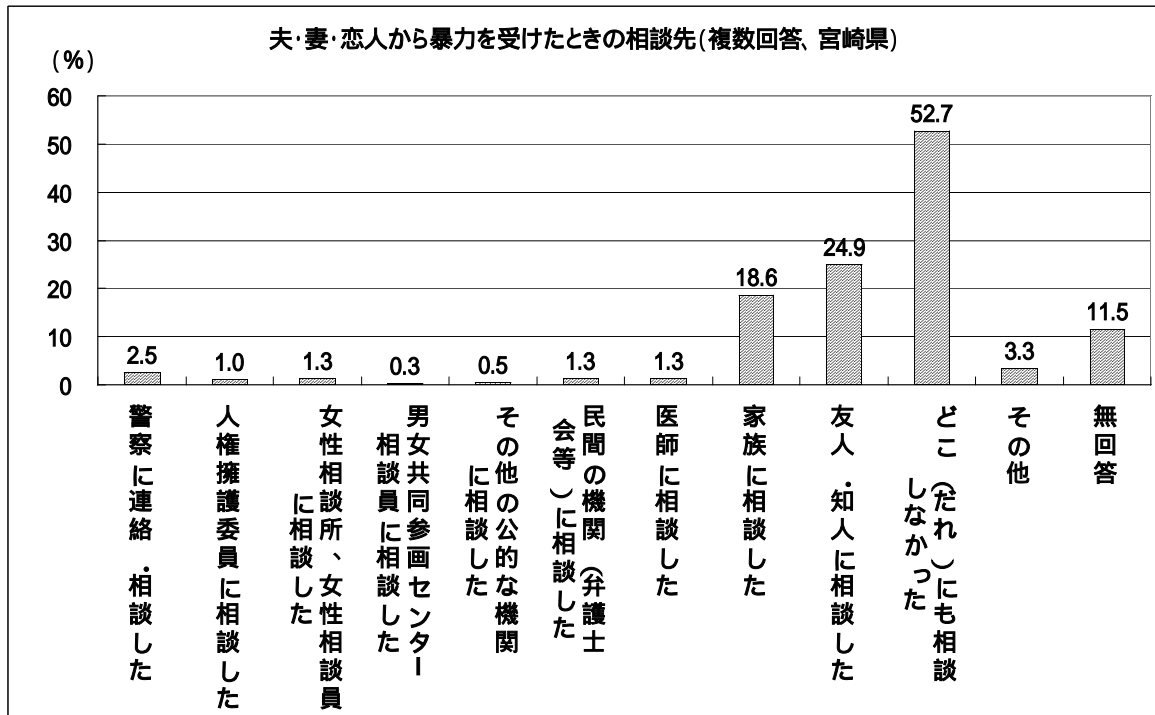
資料：宮崎県女性相談所（宮崎市婦人相談室の件数を含む）



資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成17年)



資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成17年)



資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成17年)

施策の基本的方向(24) 女性に対する暴力の予防と根絶に向けた基盤づくり

女性に対する暴力は決して許されないものであるとの社会認識を醸成するための広報・啓発活動を行います。

具体的施策

施策の内容	担当部局
「女性に対する暴力をなくす運動」を中心とする、社会的認識を醸成するための広報	地域生活部
自治体や施設管理者等と連携した、犯罪被害に遭いにくい「安全で安心なまちづくり」の推進	警察本部
地域安全情報の提供、防犯機器の貸出、相談による指導・助言等の防犯対策の強化	警察本部

県民の声

女性に対する暴力に関して、特に予防に力を入れてほしい。

女性に対する暴力をなくす運動：毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を運動期間とし、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施するもの。平成13年6月5日、国の男女共同参画推進本部において決定された。

施策の基本的方向(25) 女性に対するあらゆる暴力への対策の推進

被害者の心情に配慮した捜査等を推進するとともに、被害者の意思を十分に踏まえた上で関係法令等を厳正に運用し、適切な措置を行います。

具体的施策

施策の内容	担当部局
あらゆる法令を適用した適正かつ強力な捜査等の推進	警察本部

施策の基本的方向(26) 被害女性支援体制の充実

女性相談所や警察署等の被害相談、男女共同参画センターなどにおける相談支援体制を充実するとともに、関係機関が相互に協力し緊密な連携のもと、被害者などのニーズに対応した支援活動を効果的に行う体制の整備を進めます。

具体的施策

施策の内容	担当部局
女性総合相談による女性が抱える問題解決のための相談体制の充実 被害者相談機能の充実	地域生活部 福祉保健部 警察本部
被害者の心身の健康を回復させるためのカウンセリング体制の充実	福祉保健部
被害者（同伴する家族を含む）の一時保護の実施	福祉保健部
被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助	福祉保健部
保護命令制度についての情報提供その他の援助	福祉保健部
被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助	福祉保健部
犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るための支援活動の推進	警察本部
迅速な対応及び情報交換のための関係機関連絡会議の開催等	地域生活部 福祉保健部 警察本部

県民の声

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、家庭内でのDVの件数が年々増加している。これらの解決方法、啓発活動、相談体制を整備しないと、これ以上の男女共同参画の推進は望めないと思う。

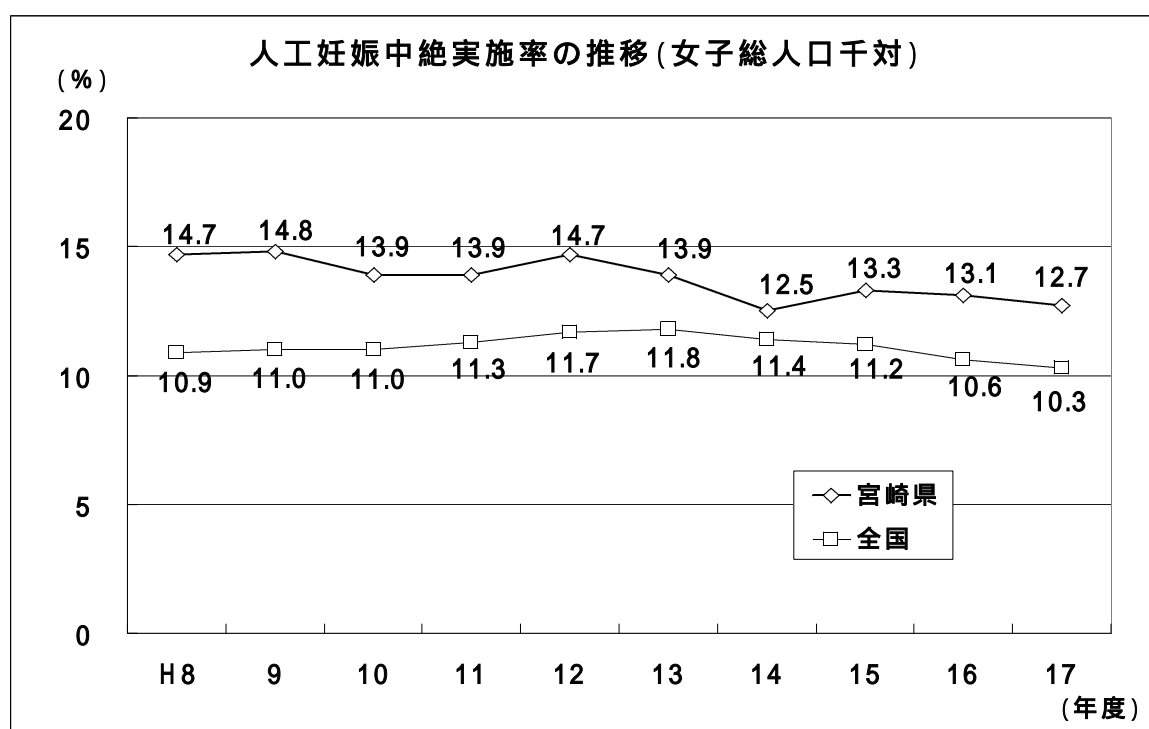
重点目標 8 生涯を通じた女性の健康支援

現状と課題

生涯にわたる健康の維持増進は、女性にとっても男性にとっても、充実した生活を営む上で、重要な課題です。とりわけ女性は、妊娠や出産のための仕組みが備わっており、男性とは異なる身体上の特徴があるため、生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策を推進する必要があります。

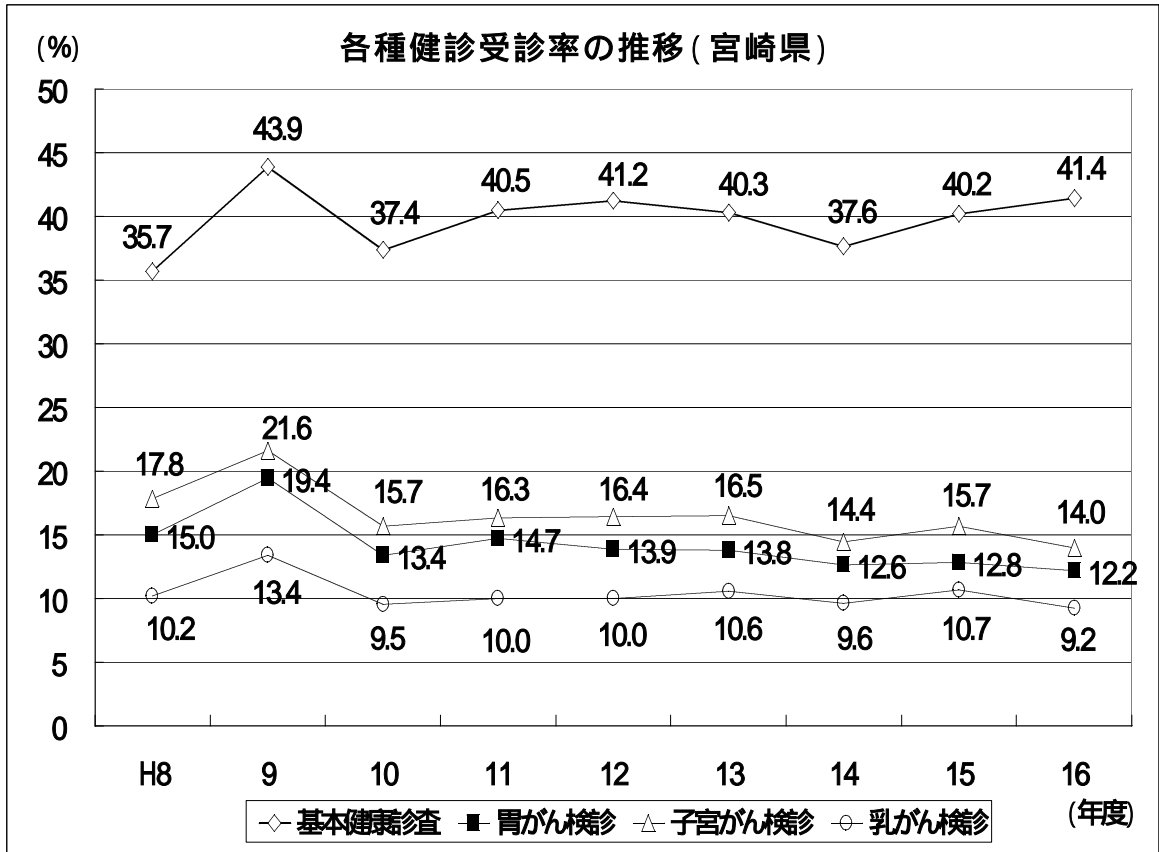
さらに、女性自身も正確な知識をもって、自分自身の身体を管理できる能力を持つことが必要です。

平成17年の県民意識調査では、女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために必要なこととして、「思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、各年代に応じた健康づくりの推進」が47.2%と最も高く、次いで「心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の整備」(25.0%)、「女性が性生活について、主体的・総合的に判断する力をつけること」(11.1%)となっています。

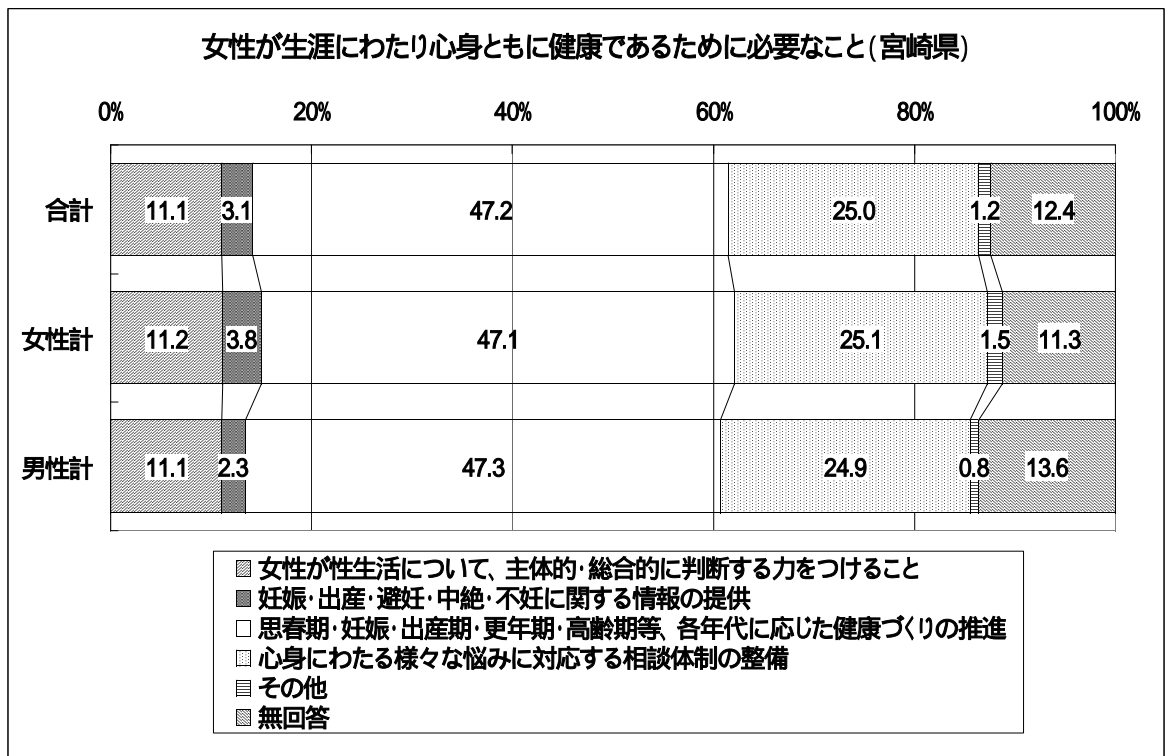


資料：厚生労働省「母子保健の主なる統計」

H8～13は暦年



資料：厚生労働省「老人保健事業報告」



資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成17年)

施策の基本的方向(27) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援

「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識の重要性について、広く社会に浸透させ、男女が共に正確な知識を持って、自ら健康管理を行うことができるようにするための施策を推進します。

また、妊娠・出産期は、女性にとっての大きな節目であり、健康上、不安定な時期となることから、安心して子どもを産むことができるように支援するとともに、不妊に悩む夫婦への支援も行います。

具体的施策

施策の内容	担当部局
思春期教育など、性についての情報・学習機会の提供や相談の充実	福祉保健部
妊娠、出産、避妊、中絶に関する相談や情報提供の充実	福祉保健部
妊娠・出産に伴う母子保健サービスの充実及び市町村支援	福祉保健部
周産期医療体制の充実	福祉保健部
不妊専門相談の充実及び不妊治療に対する助成	福祉保健部
性に関する科学的な知識理解、生命尊重・人権尊重・男女平等の精神を基盤にした性教育の推進	教育庁

県民の声

女性が自分自身の健康について決定する権利があることを、文字にして盛り込んでほしい。

現在、不妊に悩む夫婦が多いことや、不妊に関する治療費が高いことから、それらに対する支援・対策を進めてほしい。

性と生殖に関する健康と権利：リプロダクティブ・ヘルス/ライツとも言われている。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

施策の基本的方向(28) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

健康教育や相談体制を充実させることにより、女性はその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようにすることで、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ステージに応じて、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ります。

具体的施策

施策の内容	担当部局
女性の健康問題に対する専門的相談体制の充実	福祉保健部
思春期から更年期に至る女性を対象にした健康教育の充実	福祉保健部
壮年期からの健康づくりの推進	福祉保健部

施策の基本的方向(29) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

女性の健康に甚大な影響をもたらす女性特有のがんや性感染症についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、薬物乱用対策の強化を図ります。

具体的施策

施策の内容	担当部局
乳がん対策の推進	福祉保健部
HIV/エイズに関する正しい知識の普及啓発及び相談の実施	福祉保健部
性感染症に関する正しい知識の普及啓発	福祉保健部
宮崎県薬物乱用対策推進地方本部を中心とした、学校、家庭、職場、地域社会に密着した薬物乱用防止に関する啓発の実施	福祉保健部
薬物乱用者の取締りや薬物の供給源に対する取締り	警察本部

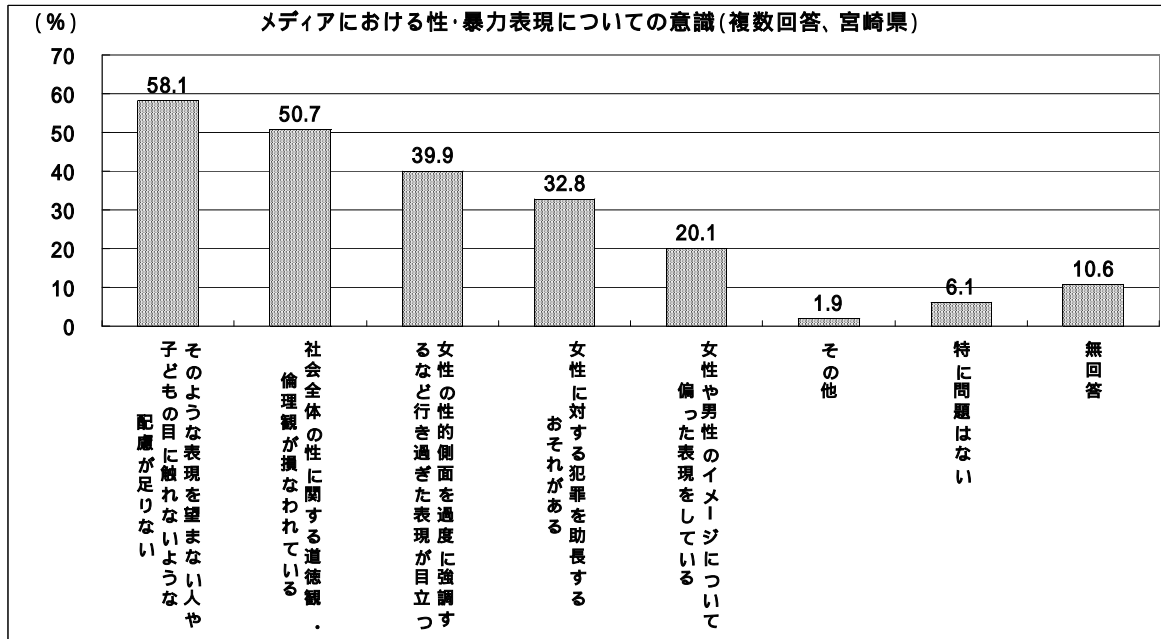
指標

項目	単位	現況値		平成23年度目標値
			年度	
思春期・中高年期女性の健康教育参加者	人	483	17	500
女性専門相談・専用外来相談件数	人	305	17	350
不妊専門相談センター相談件数	人	371	17	400
中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室の実施率	%	88.5	17	100

重点目標 9 メディアにおける男女共同参画の推進

現状と課題

表現の自由は、日本国憲法で保障された権利であり、尊重されるべきものですが、一方で、表現される側の人権や、性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払うことが求められています。



資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成17年)

施策の基本的方向(30) 男女の人権を尊重した表現の推進

性や暴力に関する有害図書類等の有害環境の浄化対策を推進します。また、メディアや広報を実施する企業・団体に対し、人権尊重の視点に立ち、性差別的な表現をなくすための自主的な取組が行われるように働きかけます。

具体的施策

施策の内容	担当部局
青少年健全育成条例の適正な運用	地域生活部
青少年を取り巻く有害環境の浄化の促進	地域生活部
メディア・リテラシーの育成・向上を図るための普及啓発活動の推進	地域生活部

県民の声

最近のテレビやゲームを見ると目に余るものが多い。女性だけでなく、子どもにも絶対見せたくないものが氾らんしているので、次世代の子どものためにも早急に浄化してもらいたい。

施策の基本的方向(31) 広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、まずは行政自らが、男女共同参画の視点に立った表現の推進に努めるとともに、メディア・リテラシー（情報を読み解く力・発信する力）の育成・向上を図っていくこととします。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
県の作成する広報、出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の推進	全 部 局
男女共同参画の視点に立った公的な広報・出版物に関するガイドラインの普及啓発	地域生活部